

青森市中央卸売市場業務条例（平成十七年条例第百六十四号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第五十七条 略</p> <p><u>（開設者による指定飲食料品等の取扱品目等の公表）</u></p> <p><u>第五十七条の二 前条に定めるもののほか、市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</u></p> <p>一 <u>市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。次号及び第三号において「食品等持続的供給法」という。）第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等</u></p> <p>二 <u>前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標</u></p> <p>三 <u>食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の内容</u></p> <p>第五十八条～八十六条 略</p>	<p>第一条～第五十七条 略</p> <p>（新設）</p> <p>第五十八条～八十六条 略</p>